

○内閣府告示第百二号

食品、添加物等の規格基準(昭和三十四年厚生省告示第三百七十号)の規定に基づき、食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第一条に規定された材質の原材料であつて、これらに含まれる物質(その物質が化学的に変化して生成した物質を除く。以下同じ。)ごとに定める当該原材料を使用して製造される器具若しくは容器包装に含有されることが許容される量又は器具若しくは容器包装から溶出し、若しくは浸出して食品に混和することが許容される量(以下「含有量等」という。)に関する安全性審査の手續を次のように定め、告示の日から施行する。

令和七年六月二十五日

内閣総理大臣 石破 茂

器具及び容器包装の原材料に含まれる物質の含有量等に関する安全性審査の手續

(適用)

第一条 食品、添加物等の規格基準第3 器具及び容器包装のA 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料

一般の規格の9に規定する安全性審査の手続については、この告示の定めるところによる。

(安全性審査)

第二条 内閣総理大臣は、器具及び容器包装の原材料に含まれる物質の含有量等としての申請が、その物質の

開発者、その代理人その他の適切な資料を提出することができる者からあつたときは、当該含有量等に係る

安全性の審査を行う。

2 前項の審査は、食品安全委員会の意見を聴いて行うものとする。

3 第一項の審査を受けようとする者は、別記様式による申請書に、申請しようとする物質の名称、含有量等

その他の食品安全委員会の意見を聴くために必要な事項を記載した資料を添付して申請しなければならな

い。

4 第一項の審査の結果、人の健康を損なうおそれがあると認められない場合には、当該審査を経た旨を消費者庁のホームページにより公表するものとする。

(再評価)

第三条 内閣総理大臣は、前条第四項の規定に基づき安全性の審査を経た旨を公表した内容について、新たな科学的知見が生じたときその他必要があると認めるときは、食品安全委員会の意見を聴いて再評価を行う。

2 前項の再評価の結果、人の健康を損なうおそれがあると認められる場合は、その旨を消費者庁のホームページにより公表するものとする。

別記様式

年 月 日

内閣総理大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

「器具及び容器包装の原材料に含まれる物質の含有量等に関する安全性審査
の手続」に基づく申請書

「器具及び容器包装の原材料に含まれる物質の含有量等に関する安全性審査の手続」（令和7年内閣府告示第102号）に基づき、別添の器具及び容器包装の原材料に含まれる物質の含有量等に関する安全性審査を行うよう申請します。

（注）

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. 字は墨、インク等を用い、邦文にあっては楷書ではっきり書くこと。